



第12期 定時株主総会招集ご通知

 日時
平成28年6月29日（水曜日）午前10時

 場所
京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町1番地
当社ホール
(末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照願います。)

郵送または電磁的方法（インターネット等）による議決権行使期限
平成28年6月28日（火曜日）午後5時到着まで

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役12名選任の件
- 第3号議案 監査役 1名選任の件
- 第4号議案 役員賞与支給の件

目 次

○第12期定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
○事業報告	4
○計算書類	27
○監査報告	33
○株主総会参考書類	37

◎本招集ご通知に際して、提供すべき書類のうち、「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.gs-yuasa.com/jp/ir/meeting.php>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。なお、「連結注記表」および「個別注記表」は、監査役会および会計監査人が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類および計算書類の一部として合わせて監査を受けております。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.gs-yuasa.com/jp/ir/meeting.php>) に掲載させていただきます。

証券コード 6674

平成28年6月7日

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株 主 各 位

京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町1番地
株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション
取締役社長 村 尾 修

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り有り難く厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討下さいまして、次頁のご案内に従って、平成28年6月28日（火曜日）午後5時までに議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町1番地 当社ホール
（末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照願います。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第12期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第12期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役12名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 役員賞与支給の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎当日の受付開始時間は、午前9時を予定しております。
 - ◎当日は軽装（フルビズ）にて実施させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装でご出席下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎当社では、定款第17条の定めに基づき、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方に委任するに限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

議決権行使方法についてのご案内

■ 株主総会にご出席いただく場合



株主総会開催日時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時

議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。

なお、株主様でない代理人および同伴の方など、株主様以外の方はご入場いただけませんのでご注意下さい。

■ 書面による議決権行使の場合



行使期限 平成28年6月28日（火曜日）午後5時到着分まで

各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、切手を貼らずにご返送下さい。

■ 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合



行使期限 平成28年6月28日（火曜日）午後5時入力分まで

議決権行使ウェブサイト<http://www.web54.net>にアクセスしていただき、画面の案内に従って、各議案の賛否をご入力下さい。

詳細につきましては、次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認下さい。

なお、機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社「CJ」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行なっていただくことも可能です。

議決権を重複行使された場合の取扱い

1. 書面と電磁的方法（インターネット等）により議決権を重複して行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
2. 電磁的方法（インターネット等）により複数回議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使 <http://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力下さい。
- (2) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取扱い下さい。
- (2) パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続き下さい。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権を行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認下さい。

- (1) 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
- (2) 次のアプリケーションをインストールしていること。
 - ① ウェブブラウザとしてVer.5.01 SP2以降のMicrosoft® Internet Explorer
 - ② PDFファイルブラウザとしてVer.4.0以降のAdobe® Acrobat® Reader®または、Ver.6.0以降のAdobe® Reader®
 - ※ Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®およびAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。
 - ※ これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページにおいて無償で配布されています。

5. お問い合わせ先について

- (1) 議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合に関するお問い合わせ
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)
- (2) その他のご不明な点に関するお問い合わせ
三井住友信託銀行 証券代行事務センター
【電話】0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

(添付書類)

事業報告（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、昨年4月の軽自動車税増税や夏場の天候不順に加え、冬場における暖冬の影響などにより個人消費が低迷し、また、年初来の円高および株安の進行を受け、企業収益に対する先行き不安感や消費者心理の下振れから、景気は減速したまま推移しました。

世界経済に目を転じますと、中国においては、これまで経済をけん引してきた製造業における投資や不動産市場における開発投資が抑制されたことに加え、信用取引の規制強化などを契機に株価が急落するなど、景気が一段と減速しました。それに伴ない、東南アジア各国においては、中国向けの輸出が減少したことや、各国の国内経済が低迷したことにより、成長ペースが鈍化しました。また、米国においては、個人消費は底堅いものの、企業の設備投資は低迷しました。以上の結果、世界経済は全般的に減速したまま推移しました。

このような経済状況の中、当社グループの当連結会計年度の売上高は、海外では為替の円安による影響で増加したものの、国内では携帯電話の基地局向け電源装置および太陽光発電用電源装置の販売低迷や車載用リチウムイオン電池の販売が減少したことなどにより、3,656億10百万円と、前連結会計年度に比べて41億49百万円減少（△1.1%）いたしました。

当連結会計年度の利益は、主としてリチウムイオン電池事業の収益性が改善したことなどにより、営業利益は219億9百万円と、前連結会計年度に比べて9億95百万円増加（4.8%）いたしました。これに対し、経常利益は、海外拠点での現地通貨安による為替差損の発生により、214億16百万円と、前連結会計年度に比べて9億41百万円減少（△4.2%）いたしました。親会社株主に帰属する当期純利益は、特別損失として海外における連結子会社の事業清算による整理損や減損損失を計上したこともあり、90億30百万円と、前連結会計年度に比べて10億13百万円減少（△10.1%）いたしました。

事業別の状況は、以下のとおりであります。

【報告セグメント】

〔国内自動車電池〕

売上高は、自動車生産台数の低迷などにより新車メーカーへの販売が伸び悩んだことや、暖冬に伴ない補修用鉛電池の販売が減少したことなどもあり、509億86百万円と、前連結会計年度に比べて7億60百万円減少（△1.5%）いたしました。これに対し、セグメント損益は、販売は減少したものの前年度に実施した補修用鉛電池の価格改定により、32億91百万円と、前連結会計年度に比べて8億94百万円増加（37.3%）いたしました。

【国内産業電池および電源装置】

売上高は、携帯電話の基地局向け電源装置の需要が一巡したことや、電力会社の接続保留の問題などによる太陽光発電用電源装置の販売低迷に加え、デジタルカメラ用充電器の販売減少などにより、748億4百万円と、前連結会計年度に比べて50億18百万円減少（△6.3%）いたしました。セグメント損益は、販売減少に伴ない、80億61百万円と、前連結会計年度に比べて5億96百万円減少（△6.9%）いたしました。

【海外】

売上高は、為替の影響などにより、1,914億2百万円と、前連結会計年度に比べて76億42百万円増加（4.2%）いたしました。セグメント損益は、為替の影響に加えて主要原材料である鉛の相場下落により、113億58百万円と、前連結会計年度に比べて5億72百万円増加（5.3%）いたしました。

【リチウムイオン電池】

売上高は、国内自動車販売の低迷を受けてハイブリッド車用リチウムイオン電池の販売が伸び悩んだことなどにより、383億12百万円と、前連結会計年度に比べて68億69百万円減少（△15.2%）いたしました。これに対し、セグメント損益は、生産の効率化が順調に進んだことなどにより、5億65百万円の損失ながら、前連結会計年度に比べて20億60百万円改善いたしました。

これらの結果、報告セグメントの売上高は3,555億5百万円、セグメント利益は221億45百万円となりました。

【その他事業】

売上高は、特殊電池の販売が好調に推移したことなどにより、101億4百万円と、前連結会計年度に比べて8億56百万円増加（9.3%）いたしました。全社費用等調整後のセグメント損益は、次世代に向けた研究開発費用の負担が増加したこともあり、2億35百万円の損失と、前連結会計年度に比べて19億34百万円減少（△113.9%）いたしました。

[事業別売上高およびセグメント利益]

区 分		売 上 高		セグメント利益 または損失(△)
		金 額	構 成 比	
報告セグメント	国内自動車電池	50,986百万円	— %	3,291百万円
	国内産業電池および電源装置	74,804	—	8,061
	海 外	191,402	—	11,358
	リチウムイオン電池	38,312	—	△ 565
	小 計	355,505	97.2	22,145
そ の 他 事 業		10,104	2.8	△ 235
合 計		365,610	100.0	21,909

(注) 1. 「その他事業」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントおよびセグメント利益の調整額であります。報告セグメントに含まれない事業セグメントは、特殊電池事業等を含んでおります。

2. セグメント利益は、営業利益を指しております。

(2) 資金調達の状況

借入金等につきましては、売上債権回収促進等による運転資金の圧縮および合併会社の増資資金を有利子負債の返済に充当したことなどにより、前連結会計年度末に比べて85億58百万円減少し、736億8百万円となりました。

(3) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	平成24年度 第9期	平成25年度 第10期	平成26年度 第11期	平成27年度 第12期(当期)
売 上 高 (百万円)	274,509	347,995	369,760	365,610
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	5,767	9,982	10,043	9,030
1株当たり当期純利益 (円)	13.97	24.18	24.33	21.88
総 資 産 (百万円)	290,368	340,462	359,522	346,523
純 資 産 (百万円)	141,189	154,702	182,187	177,790

(5) 対処すべき課題

今後の経済環境としては、円安基調の定着による企業収益の改善と賃金の増加や雇用の拡大を通じた景気の回復が期待される一方で、世界経済の先行き不透明感による円高や株安、原油の相場下落といった兆しも見えており、それらの悪影響を警戒する声も出てきています。海外においては、米国では個人消費の堅調な推移による回復基調が期待されているものの、中国の景気の減速およびその世界全体への波及、欧州における緊縮財政や失業率の高止まりによる低成長、中東やロシアの混乱が欧州その他の地域へ影響を与える可能性も高まっており、今後も不安定な状況が継続すると考えられます。また、このような世界の動きが日本経済あるいは当社の事業にも悪影響を与える可能性が想定されます。

このような環境のもと、平成28年度は当社グループにとって第四次中期経営計画の初年度となっており、当社グループとしては、これまで培った事業基盤をもとに、さらなる成長を目指してまいります。既存の国内自動車電池、国内産業電池および電源装置、海外の各事業においては、その事業領域の拡大と収益力の強化を図るとともに、リチウムイオン電池事業の事業基盤の安定化に取り組んでまいります。

事業セグメント別の課題として、国内自動車電池事業は、製販一体の組織再編の効果を事業損益に反映させるとともに、一段と加速するエコカー向け電池の需要に対応し、環境対応車向け技術のさらなる革新を進める一方で、既存販路の活性化および効率化に取り組んでまいります。

国内産業電池電源事業は、さらなる合理化促進と事業領域の拡大により既存事業の中核としての収益確保に努めるとともに、産業用リチウムイオン電池市場の拡大スピードに遅れることが無いよう関連事業部門との連携を深めて対応してまいります。

海外事業は、当社が強みを発揮してきたアセアン市場で激化する競争に対して、品質と技術力で優位な製品で対応するとともに、成長余力のある新興国市場への参入施策にスピードを上げて取り組んでまいります。

リチウムイオン電池事業は、車載用以外の新たな用途が拡大しており、国内外で展開している事業プロジェクトを関連事業部門との連携によって推進し、事業の拡大と安定化が確実なものとなるよう取り組んでまいります。

これらの取り組みにあたっては、品質重視を事業活動の原点とし、お客様に安心と信頼を提供することを軸に、品質に裏打ちされた競争力のある製品をグローバルに展開することで、今後の成長の原動力としていきたいと考えております。

当社といたしましては、企業理念に掲げる「革新と成長」のもと総力を挙げてこれらの重要課題の達成に向けて、全力を傾注してまいりますので、株主の皆様方のご指導とご支援を賜りますよう衷心よりお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

事業内容	主要製品
国内自動車電池	自動車用・二輪車用鉛蓄電池、自動車関連機器
国内産業電池および電源装置	据置用・車両用・電動車用・その他各種用途鉛蓄電池、小型鉛蓄電池、アルカリ蓄電池、産業用リチウムイオン電池、整流器、汎用電源、電池関連機器、各種照明機器、紫外線応用機器、その他各種電源装置
海外	自動車用・二輪車用鉛蓄電池、据置用・電動車用鉛蓄電池、小型鉛蓄電池、その他各種用途電池
リチウムイオン電池	車載用リチウムイオン電池
その他	大型リチウムイオン電池、特殊電池、その他各種用途電池

(7) 主要な営業所および工場ならびに使用人の状況

① 主要な営業所および工場（平成28年3月31日現在）

当 社	営 業 所	京都本社（京都市南区）、東京支社（東京都港区）
(株) G S ユアサ	営 業 所	本社（京都市南区）、北海道支社（札幌市中央区）、東北支社（仙台市青葉区）、東京支社（東京都港区）、中部支社（名古屋市中区）、関西支社（大阪市北区）、中国支社（広島市中区）、九州支社（福岡市中央区）
	工 場	京都（京都市南区）、長田野（京都府福知山市）、小田原（神奈川県小田原市）、群馬（群馬県伊勢崎市）
(株)ジーエス・ユアサ バッテリー	営 業 所	本社（東京都墨田区）、北海道支社（札幌市白石区）、東北支社（仙台市宮城野区）、関東支社（東京都墨田区）、中部支社（名古屋市千種区）、関西支社（大阪市淀川区）、中四国支社（広島市西区）、九州支社（福岡市博多区）
(株)ジーエス・ユアサ テクノロジ	営 業 所	本社（京都府福知山市）、東京（東京都港区）、京都（京都市南区）
	工 場	長田野（京都府福知山市）、京都（京都市南区）
(株)リチウムエナジー ジャパン	営 業 所	本社（滋賀県栗東市）
	工 場	栗東（滋賀県栗東市）
(株)ブルーエナジー	営 業 所	本社（京都府福知山市）
	工 場	長田野（京都府福知山市）
台湾杰士電池工業股份有限公司		本社（台湾）
天津杰士電池有限公司		本社（中国）

湯浅蓄電池（順徳）有限公司	本社（中国）
Yuasa Battery Europe Ltd.	本社（英国）
Yuasa Battery, Inc.	本社（米国）
Century Yuasa Batteries Pty Ltd.	本社（豪州）
PT. Yuasa Battery Indonesia	本社（インドネシア）
Siam GS Battery Co., Ltd.	本社（タイ）
GS Battery Vietnam Co., Ltd.	本社（ベトナム）

(注) 株式会社ジーエス・ユアサバッテリーは、平成27年7月に本社を東京都港区から東京都墨田区亀沢四丁目17番12号に移転いたしました。

② 企業集団の使用人の状況（平成28年3月31日現在）

使用人数	前連結会計年度末比増減
14,415名	91名減

(8) 重要な子会社等の状況（平成28年3月31日現在）

① 重要な子会社の状況

名称	資本金	出資比率	主要な事業内容
(株) G S ユ ア サ	10,000百万円	100.0%	蓄電池、電源装置、照明機器、特機の製造、販売
(株)ジーエス・ユアサバッテリー	310百万円	(100.0)%	蓄電池の販売
(株)ジーエス・ユアサテクノロジー	480百万円	(100.0)%	蓄電池の製造、販売
(株)ジーエス・ユアサアカウントサービス	301百万円	(100.0)%	出納事務請負、経理、決算事務請負、金融
(株)リチウムエナジー ジャパン	7,500百万円	(51.0)%	蓄電池の製造、販売
(株) ブ ル ー エ ナ ジ ー	7,500百万円	(51.0)%	蓄電池の製造、販売
(株)ジーエス・ユアサフィールドिंगス	54百万円	(100.0)%	各種電池販売、電池据付工事およびメンテナンス
台湾杰士電池工業股份有限公司	902,824千NT\$	(100.0)%	蓄電池の製造、販売
天津杰士電池有限公司	413,875千元	(80.0)%	蓄電池の製造、販売
湯浅蓄電池（順徳）有限公司	213,999千元	(100.0)%	蓄電池の製造、販売

名 称	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
Yuasa Battery Europe Ltd.	27,500千STG£	(100.0) %	蓄電池の製造、販売
Yuasa Battery, Inc.	6,500US\$	(100.0) %	蓄電池の製造、販売
Century Yuasa Batteries Pty Ltd.	15,600千A\$	(50.0) %	蓄電池の製造、販売
PT. Yuasa Battery Indonesia	3,154百万RP	(50.0) %	蓄電池の製造、販売
Siam GS Battery Co., Ltd.	71,400千THB	(60.0) %	蓄電池の製造、販売
GS Battery Vietnam Co., Ltd.	113,592百万VND	(77.5) %	蓄電池の製造、販売

- (注) 1. () 内の数値は間接所有を示します。
2. 当社の連結子会社および持分法適用関連会社は、上記の各社を含めそれぞれ55社および24社であります。

② 特定完全子会社の状況 (平成28年3月31日現在)

名 称	住 所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
(株)GSユアサ	京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町1番地	79,722百万円	162,978百万円

(9) 主要な借入先および借入額 (平成28年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
(株)三菱東京UFJ銀行	3,364 百万円
(株)三井住友銀行	3,364
三菱UFJ信託銀行(株)	1,200
三井住友信託銀行(株)	1,200
(株)京都銀行	1,200

(10) その他の事項

当社の連結子会社である(株)GSユアサは、パナソニック(株)との間で、同社の子会社の株式または事業の譲受による鉛蓄電池事業の譲受について最終合意し、平成28年4月15日付で株式譲渡契約等を締結いたしました。

2. 株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 1,400,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 412,757,511株(自己株式 817,203株を除く。)
 (3) 株主数 41,549名
 (4) 大株主(上位10名)

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	29,122千株	7.06%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	22,908	5.55
明治安田生命保険(相)	14,000	3.39
トヨタ自動車(株)	11,180	2.71
(株)三菱東京UFJ銀行	9,327	2.26
日本生命保険(相)	8,945	2.17
(株)京都銀行	7,740	1.88
資産管理サービス信託銀行(株)(証券投資信託口)	7,475	1.81
三井住友信託銀行(株)	7,354	1.78
(株)三井住友銀行	7,108	1.72

(注) 出資比率は、発行済株式の総数から自己株式数を減じた株式数(412,757,511株)を基準に算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（平成28年3月31日現在）

平成26年2月25日開催の当社取締役会決議により発行した「2019年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」に付された新株予約権

(1) 転換社債型新株予約権付社債の概要

社債の総額	250億円
各社債の金額	10百万円
社債の発行日	平成26年3月13日(ロンドン時間)
償還の期限および方法	平成31年3月13日(ロンドン時間)に社債の額面金額の100%で償還する。

(2) 新株予約権の概要

社債に付された新株予約権の数	2,500個
新株予約権の目的である株式の種類および数	新株予約権の目的である株式の種類は普通株式(単元株式数1,000株)とし、その数は行使請求に係る社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
転換価額	851円(一定の事由が生じた場合に調整される。)
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額	新株予約権の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その額面金額と同額とする。
新株予約権の行使期間	平成26年3月27日から平成31年2月27日(ロンドン時間)まで
新株予約権の行使条件	各新株予約権の一部行使はできない。

(注) 当事業年度に行使された新株予約権はございません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況(平成28年3月31日現在)

氏名	当社における地位および担当	重要な兼職の状況
依田 誠	取締役会長	(株)GSユアサ取締役会長
村尾 修	※取締役社長、最高経営責任者(CEO)、品質担当	(株)GSユアサ取締役社長
西田 啓	※専務取締役、リチウムイオン電池事業・調達担当	(株)GSユアサ専務取締役 (株)リチウムエナジー ジャパン取締役
辰巳 伸治	※専務取締役、産業電池電源事業担当	(株)GSユアサ専務取締役
中川 敏幸	常務取締役、経営戦略・広報・理財・情報システム担当、コーポレート室長	(株)GSユアサ常務取締役 (株)ジーエス・ユアサアカウンティングサービス取締役社長 (株)ブルーエナジー取締役
倉垣 雅英	取締役、内部統制・人事・総務・リスク管理担当	(株)GSユアサ取締役 ニチユ三菱フォークリフト(株)社外監査役
沢田 勝	取締役、産業電池電源事業副担当	(株)GSユアサ取締役
坊本 亨	取締役、海外事業担当	(株)GSユアサ取締役 台湾杰士電池工業股份有限公司代表董事長
奥山 良一	取締役、リチウムイオン電池事業副担当	(株)GSユアサ取締役 (株)リチウムエナジー ジャパン取締役社長

氏名	当社における地位および担当	重要な兼職の状況
村上真之	取締役、自動車電池事業・環境担当	(株)GSユアサ取締役
吉田浩明	取締役、研究開発・知財担当	(株)GSユアサ取締役 (株)ジーエス・ユアサ テクノロジー取締役
大西寛文	取締役	公認会計士 大阪府監査委員
前野秀行	監査役(常勤)	(株)GSユアサ監査役 (株)ジーエス・ユアサ テクノロジー監査役 (株)ブルーエナジー監査役
落合伸二	監査役(常勤)	(株)GSユアサ監査役 (株)ジーエス・ユアサ アカウンティングサービス監査役
小川清	監査役(常勤)	(株)GSユアサ監査役 (株)ジーエス・ユアサ バッテリー監査役 (株)リチウムエナジー ジャパン監査役
阿部清司	監査役	弁護士法人淀屋橋法律事務所 弁護士

- (注) 1. ※印は、当社における代表取締役であります。
2. 平成27年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって、専務取締役 椎名耕一、常務取締役 吉村秀明、取締役 小西弘祐の各氏が任期満了により退任いたしました。
3. 平成27年6月26日開催の定時株主総会および取締役会において、依田 誠氏が取締役会長に、村尾 修氏が取締役社長に、西田 啓および辰巳伸治の両氏が専務取締役に、中川敏幸氏が常務取締役に、倉垣雅英、沢田 勝、坊本 亨、奥山良一、村上真之、吉田浩明、大西寛文の各氏が取締役に、それぞれ選任および選定され、就任いたしました。
4. 取締役 大西寛文氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 監査役 落合伸二および監査役 阿部清司の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
6. 監査役 落合伸二氏は、三井信託銀行(株)および中央三井信託銀行(株)(現 三井住友信託銀行(株))における銀行業務ならびに中央三井トラスト・ホールディングス(株)および三井住友トラスト・ホールディングス(株)における企業集団経営の経験から、また監査役 阿部清司氏は弁護士業務を通じて、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 取締役 大西寛文氏および監査役 阿部清司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8. 当事業年度において、次のとおり取締役の地位、担当および重要な兼職の異動がありました。

氏名	異動内容	異動年月日
依田 誠	(株)GSユアサ取締役会長に就任	平成27年6月25日
	最高経営責任者(CEO)を退任	平成27年6月26日

氏名	異動内容	異動年月日
村尾 修	(株)GSユアサ取締役社長に就任	平成27年6月25日
	(株)ジーエス・ユアサテクノロジー取締役を退任	平成27年6月25日
	最高経営責任者（CEO）に就任	平成27年6月26日
	技術・産業電池電源事業副担当を退任	平成27年6月26日
西田 啓	(株)GSユアサ専務取締役に就任	平成27年6月25日
	リチウムイオン電池事業・調達・鉛電池リサイクル担当からリチウムイオン電池事業・調達担当に変更	平成27年6月26日
辰巳 伸治	(株)GSユアサ専務取締役に就任	平成27年6月25日
倉垣 雅英	ニチユ三菱フォークリフト(株)社外監査役に就任	平成27年6月26日
坊本 亨	海外事業副担当から海外事業担当に変更	平成27年6月26日
	湯浅蓄電池（順徳）有限公司代表董事長を退任	平成28年3月31日
	天津杰士電池有限公司代表董事長を退任	平成28年3月31日
	天津湯浅蓄電池有限公司代表董事長を退任	平成28年3月31日
奥山 良一	(株)GSユアサ取締役に就任	平成27年6月25日
	リチウムイオン電池事業副担当に就任	平成27年6月26日
村上 真之	(株)GSユアサ取締役に就任	平成27年6月25日
	自動車電池事業・環境担当に就任	平成27年6月26日
吉田 浩明	(株)GSユアサ取締役に就任	平成27年6月25日
	(株)ジーエス・ユアサテクノロジー取締役に就任	平成27年6月25日
	研究開発・知財担当に就任	平成27年6月26日

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち、社外取締役)	15名 (1)	173百万円 (7)
監査役 (うち、社外監査役)	4 (2)	47 (21)
合計 (うち、社外役員)	19 (3)	220 (28)

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成17年6月29日開催の第1期定時株主総会において月額総額30百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

2. 監査役の報酬限度額は、平成17年6月29日開催の第1期定時株主総会において月額総額10百万円以内と決議いただいております。
3. 上記の報酬額には、当事業年度中に役員賞与引当金として計上した下記の金額も含まれております。
取締役 20百万円（うち、社外取締役 1名 1百万円）
4. 上記のほか、兼務する連結子会社にて、取締役14名に対して総額284百万円、監査役3名に対して総額36百万円（うち、社外監査役 1名 12百万円）が支給されております。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会および監査役会への出席状況

氏名	取締役会	監査役会
	出席回数／開催回数	出席回数／開催回数
取締役 大西寛文	12／13回	—回
監査役 落合伸二	18／19	17／17
監査役 阿部清司	18／19	17／17

(注) 取締役 大西寛文氏は、平成27年6月26日開催の定時株主総会において選任されており、就任後の取締役会の開催回数は13回です。

ロ. 取締役会および監査役会における発言状況

取締役 大西寛文氏は公認会計士としての専門的な見地および社外監査役としての監査業務の経験に基づいて、監査役 落合伸二氏は、主に金融機関における経験に基づいて、また監査役 阿部清司氏は、主に弁護士としての専門的な見地から、それぞれ発言し、意見を言っております。

ハ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- (i) 取締役 大西寛文氏は、大阪府の監査委員を兼職しております。なお、当社と大阪府との間には特別な関係はございません。
- (ii) 監査役 落合伸二氏は、(株)GSユアサ、(株)ジーエス・ユアサ アカウンティングサービスの監査役を兼務しております。いずれの法人も当社の連結子会社であります。
- (iii) 監査役 阿部清司氏は、弁護士法人淀屋橋法律事務所 弁護士であります。なお、当社と当該法人との間には重要な取引関係等はありません。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役（ただし、常勤である者を除く。）との間では、当社定款の規定および会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	67 百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	116

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分ができないため、これらの合計額を記載しております。また、上記の会計監査人の報酬等の額には英文連結財務諸表の監査に係る監査報酬の額を含めて記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等の額に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人の過年度の監査実績の分析および評価を実施し、会計監査人が提出した当事業年度の監査計画の妥当性および適切性の確認ならびに過年度実績との対比を行ない、監査時間、報酬等の単価と額の算出根拠および内容の精査ならびに監査担当者の配員計画を検討した結果、会計監査人の報酬等の額は、相当かつ妥当であることを確認のうえ、その報酬等の額について同意しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての取締役会決議の内容の概要 および運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要および当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役および使用人が法令および定款を遵守するために行動規範を基に定めたコンプライアンスのためのマニュアルを当社グループの全社員に周知する。
- ② 当社グループのコンプライアンス推進体制を構築し、コンプライアンスの徹底を図る。なお、当社グループとは、当社ならびに「会社法」および「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の定めに基づく当社の子会社、関連会社をいう（以下、同じ）。
- ③ コンプライアンスのための当社グループ内教育を計画的に実施する。
- ④ 当社グループのコンプライアンスに関する内部通報窓口を社内外に設置することにより、情報収集および是正の早期化を図る。
- ⑤ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当な要求に対しては、毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。

【運用状況の概要】

- ① コンプライアンス・マニュアルを当社グループの役員および従業員に配布し、適宜教育を実施しております。
- ② コンプライアンス推進規則に基づきコンプライアンス上のリスクを管理しており、グループリスク管理委員会を通してコンプライアンスの徹底を図っております。
- ③ 階層別研修、海外赴任者向け研修、職場ミーティング等でコンプライアンスに関する教育を実施しております。その他、業務に係る個別法令等コンプライアンスに係る事項について、研修や通達、社内ニュースを通して啓発を行っております。
- ④ 内部通報窓口を社内外に設置し、通報に対して適切な措置を講じております。
- ⑤ 企業倫理規準および企業倫理行動ガイドラインに基づき体制を整備しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社グループ各部門は、社則により、当該部門における取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理の責任を有するものとし、必要な情報を速やかに検索できるシステムを構築し、維持する。

【運用状況の概要】

検索しやすい情報環境を構築し、各情報について適切に管理を行っております。

(3) **損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

リスク管理規則により、当社グループの損失の危険の管理を徹底する。

【運用状況の概要】

リスク管理規則に基づき、当社グループの経営に重大な影響を与える危機の発生の予防を図るとともに、実際に危機が発生した際の影響を最小限に止め、速やかに平常に復帰させる体制を整備しております。

(4) **取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制**

- ① 適切な職務権限および意思決定のルールを徹底し、取締役の職務執行が効率的に行なわれることを確保する。
- ② 業務の合理化および電子化にむけた取り組みを推進する。

【運用状況の概要】

- ① 取締役会規則、経営会議規則、稟議規則等において決裁区分および手続を定め、適宜権限委譲を行なっております。

また、当社グループの経営に関する重要な事項については、必要に応じて経営会議における予備的な審議を経たうえで当社取締役会に付議することとし、効率化を図っております。

さらに当社取締役会が当社グループとしての経営計画を策定し、これに基づき各社各部門が重点実施課題を設定し、実行することにより、効率的な職務執行を行なっております。

- ② 規則、規程を含む各種情報をイントラネットの各種掲示板に掲示し、職務上必要な情報を常に閲覧できる体制を整えております。

(5) **当社グループにおける業務の適正を確保するための体制**

- ① 関係会社管理規則およびグループ稟議制度等により、当社グループ各社から事業概況等の報告を受け、当社グループにおける業務が適正かつ効率的に行なわれる体制を整備する。
- ② 当社グループにおけるリスク管理を統括するグループリスク管理委員会の決定事項を当社および当社子会社のリスク管理委員会に徹底し、当社グループ全体の法令および社則の遵守等の業務の適正の確保を推進する。
- ③ 当社の内部監査部門は、当社グループ各社の内部監査を実施する。
- ④ 当社は、当社グループ各社がその財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成、開示するために必要な体制を整備する。

【運用状況の概要】

- ① 当社グループ各社から事業概況等の報告を受ける体制

イ. 関係会社管理規則およびグループ稟議制度に基づく体制

関係会社管理規則に基づき当社グループ各社について主管会社を定め、当社グループ各

社の事業の執行状況について直接もしくは主管会社を通じて報告を受ける体制を整備しております。また、報告された内容を稟議規則に照らし、経営、財務等の観点から確認を行なったうえで決裁する体制を整備しております。

□. 各種会議体による体制

当社取締役は、取締役会や経営会議のほか、当社グループの各種会議に出席し、当社グループにおける職務執行状況等を確認しております。

- ② グループリスク管理委員会において当社グループのリスク管理体制を確認し、必要な施策を講じております。
- ③ 内部監査部門は、年度ごとに監査計画を作成のうえ監査を実施し、適宜改善指導を行っております。
- ④ 財務報告に係る内部統制規則に基づき、年度ごとに内部統制基本計画を定め、当該計画に従って財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価および報告を行っております。

(6) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役と協議のうえ、適切な者を監査役の職務補助者に任命する。

【運用状況の概要】

監査役補助使用人（兼務1名）を置いております。

(7) **前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役の職務補助者の人事異動および考課については、監査役会の意見を尊重する。

【運用状況の概要】

監査役補助使用人の異動にあたっては、監査役会に対し事前説明を実施しております。また、考課について、監査役会に確認しております。

(8) **監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役補助業務について、監査役が監査役の職務補助者に対して指揮命令権を有する体制を整備する。

【運用状況の概要】

監査役補助使用人は、監査役の指揮命令のもとに監査役補助業務を遂行しております。

(9) **監査役への報告に関する体制および当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- ① 監査役が重要な会議に出席できる体制を整備する。

- ② 当社の取締役および使用人ならびに当社を除く当社グループの取締役、監査役および使用人は、前号の会議において、事業概況、リスク管理状況等の報告を行なう。また、監査役が出席する会議で報告する事項のほか次の事項については都度、速やかに監査役会に報告する。
 - イ. 職務執行に関して、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実
 - ロ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ハ. その他監査役が求めた事項
- ③ 前号に従い監査役への報告を行なった者に対して、当該報告を行なったことを理由として不利益な取扱いを行なうことを禁止する。
- ④ 内部通報制度の担当部門は、定期的にまた必要に応じて都度、内部通報状況を監査役に報告する。

【運用状況の概要】

- ① 監査役は、各種重要会議に出席し、適宜意見を述べております。
- ② 前号の重要な会議において、当社グループの事業概況やリスク管理状況について監査役に報告、説明を行なっております。また、重要なリスク事象については、発生都度、監査役会に報告しております。
- ③ 内部通報制度について定めた企業倫理ホットライン規程において、通報者に対する不利益取扱い禁止の旨を規定しております。
- ④ 内部通報の発生都度、監査役に報告しております。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査にかかる諸費用については、監査の実効性を担保すべく予算を設ける。また、監査役が当社に対し、監査役の職務を執行するうえで必要な費用の請求をしたときは、職務の執行に必要なと明らかに認められた場合を除き、速やかに当該費用を支払う。

【運用状況の概要】

監査役から請求のあった費用について速やかに支払っております。

(11) その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- ① 取締役社長は、監査役と定期的にまた必要に応じて意見交換を実施する。その他の取締役は、監査役と必要に応じて意見交換を実施する。
- ② 内部監査部門は、監査役との関係を密にし、定期的にまた必要に応じて意見交換を実施する。

【運用状況の概要】

- ① 取締役社長および各取締役は、監査役と定期的にまたは必要に応じて意見交換を実施しております。
- ② 内部監査部門は、監査役と定期的にまた必要に応じて意見交換を実施しております。

7. 会社の支配に関する基本方針**(1) 基本方針の内容**

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値、株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。

株式公開会社である当社の株式については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、特定の者の大規模な買付け行為に応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には当社株主の判断に委ねられるべきものと考えております。なお、当社は、当社株式について大規模な買付けがなされる場合、これが当社の企業価値、株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながらその一方で、企業買収の中には、その目的等から見て重要な営業用資産を売却処分するなど企業価値を損なうことが明白であるもの、買収に応じることを株主に強要する仕組みをとるもの、買収提案の内容や買収者自身について十分な情報を提供しないもの、被買収会社の取締役会が買収提案を検討し代替案を株主に提供するための時間的余裕を与えないもの、被買収会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議、交渉を必要とするものなど、不適切なものも少なくありません。

当社の経営にあたっては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉ならびにお客様、取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であり、これらに対する十分な理解がなければ、当社の企業価値、株主共同の利益を確保、向上させることはできません。特に、当社の企業価値の源泉は、①信頼と実績に基づく技術開発力と市場開発力、②リチウムイオン電池事業を支える高度な技術開発力、③長年の実績ならびに上記①および②の技術力を背景に、仕入先、販売先等、関係者とのパートナーシップが支えるブランド力と高い競争力、④当社の企業理念を十分に理解し、高度な技術力を維持伝承する従業員の存在であると考えており、かかる当社の企業価値の源泉に対する理解が必要不可欠です。当社株式の大規模な買付けを行なう者が、かかる当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値、株主共同の利益は毀損されることになりません。

当社としては、このような当社の企業価値、株主共同の利益に資さない大規模な買付けを行なう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、大規模な買付けに際して当社および買付け者等が守るべき一定のルールを定めるとともに、当社の企業価値、株主共同の利益に資さない大規模な買付けに対しては必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値、株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 具体的な取り組み

① 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、経営統合以来、経営の効率化、事業構造や組織体制の改革に取り組み、基幹事業である自動車電池事業、産業電池電源事業、海外事業の収益基盤の改善を実現いたしました。とりわけ海外事業においては、成長著しいアジア市場を中心に拡大基調を継続し、現在も堅調に事業が拡大しております。

また当社は、リチウムイオン電池事業において先行開発を進め事業を展開しております。自動車用途では有力なパートナーと連携して量産体制を整備し、販売を行なっております。産業用途では宇宙、航空、鉄道等の様々な分野で新規開拓に取り組み、着実な拡大につなげております。

現在、低環境負荷、低炭素化に向けた環境対応型社会への転換ニーズが一層高まってきており、当社が長年培ってきた電池電源技術は、環境対応型社会を拓くための最も重要な技術のひとつです。他方、既存事業においても新興地域での経済成長に伴うオートバイ・自動車の普及、社会インフラの整備充実による電池需要の拡大が期待されます。

このように、中長期にわたり世界的な蓄電池需要の拡大が見込まれる中、当社は、既存事業の収益力を強化し、海外事業およびリチウムイオン電池事業の拡大を推し進めるとの成長シナリオを変更することなく、社会、環境に貢献するグローバルな高収益企業グループを形成することが、企業価値の向上、株主共同の利益の最大化につながるものと考えております。当社経営陣は、世界のお客様へ快適さと安心を提供するエネルギー・デバイス・カンパニー「新生GSユアサ」を目指して、事業領域の拡大と継続的成長を実現するため、特に、(イ)．リチウムイオン電池事業においては次世代リチウムイオン電池の開発と既存リチウムイオン電池のグローバルマーケットへの展開による事業規模の拡大、(ロ)．国内産業電池電源事業における新エネルギー分野においては太陽光発電用パワーコンディショナの製品ラインナップの拡充と産業用リチウムイオン電池のさらなる用途拡大による事業基盤強化、(ハ)．海外事業においてはASEAN地域におけるさらなる事業拡大と収益拡大、また成長余力のある新興国市場や未参入市場における事業育成の推進による、グローバル市場でのポジション・アップ、(ニ)．国内自動車電池事業においてはアイドリングストップ車用鉛蓄電池等の高付

加価値商品投入や新製品市場の開拓による事業規模拡大と収益力強化に、重点的に取り組んでまいります。

- ② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、2015年5月8日開催の取締役会において、当社の企業価値、株主共同の利益の確保、向上のための取り組みとして、当社に対する不適切な買収等を未然に防止することを目的として、現行ルールを一部改定した当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下、「本ルール」といいます。）を、株主総会において承認されることを条件に継続的に導入することを決議し、2015年6月26日開催の定時株主総会において、本ルールを導入することの承認を得ました。

本ルールは、当社株式に対する大規模な買付け等について、買付け等の内容およびそれに対する当社の考え方や代替案（もしあれば）を適時かつ公正に株主の皆様に対し開示し、また買付け条件等を巡る買付け者等との協議・交渉が可能となるよう、必要な手続を定めるとともに、当社の企業価値、株主共同の利益を毀損するおそれがあると認められる場合に当該買付け等を阻止するために当社が発動する対抗措置の内容を定めるものです。

本ルールにおいては、当社取締役会の恣意的判断を排して手続の公正性を確保し、当社の企業価値、株主共同の利益に関する実質的な判断を客観的に行なう機関として、企業価値評価委員会を設置いたします。同委員会は、企業価値評価委員会規則に基づき、当社経営陣から独立した（イ）当社社外取締役、（ロ）当社社外監査役、または（ハ）社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者等）のいずれかに該当する者のみから構成されます。なお、同委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができ、これにより、同委員会による判断の公正性と客観性がより強く担保されることとなります。

企業価値評価委員会は、当社の企業価値、株主共同の利益の確保、向上の観点から、買付け者等および当社取締役会から取得した情報の比較検討、買付け者等との協議・交渉を行ない、当社取締役会に対して対抗措置の発動または不発動の勧告を行ないます。なお、対抗措置の発動の要件については、当該買付け等が i) 本ルールに定められた手続に従わないものである場合または ii) 当社の企業価値、株主共同の利益に明白な侵害をもたらすおそれのある買付け等である場合等のいずれかに該当し、かつ、対抗措置を発動することが相当であることと定めております。

当社取締役会は、企業価値評価委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動または不発動の決議を行ないます。ただし、企業価値評価委員会が対抗措置の発動に関し予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合または当社取締役会が善管注意義務に照らし株主意

思を確認することが適切であると判断した場合には、株主意思確認総会を開催し、当該株主意思確認総会において対抗措置の発動または不発動についての決定を行なうものとします。

本ルールにおける手続の過程の透明性を確保するため、当社取締役会および企業価値評価委員会は、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行ないます。

なお、対抗措置は、当該買付け者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が当該買付け者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てるものです。仮に、本ルールに従って対抗措置が発動され本新株予約権の無償割当てがなされた場合において、買付け者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引き換えに、買付け者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買付け者等の有する当社株式の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

本ルールの有効期間は2017年6月開催予定の第13期定時株主総会の終結の時までとされておりますが、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本ルールを廃止する旨の決議が行なわれた場合、または当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本ルールを廃止する旨の決議が行なわれた場合には、本ルールはその時点で廃止されることとなります。当社取締役会は、本ルールが廃止された場合には、速やかにその旨の情報開示を行ないます。

(3) 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

① 上記(2)①に記載した「会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み」について

本取り組みは、当社の企業価値、株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的な方策として策定されたものであり、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではありません。

② 上記(2)②に記載した「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み」について

本ルールは、当社株式等に対する買付け等が開始されるよりも前に、当該買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付け者等と交渉を行なうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値、株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿う、必要性の高い取り組みであると考えております。

また、当社取締役会は、以下の理由により、本ルールは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えており、その内容の公正性および合理性は強く担保されているものと考えております。

イ. 買収防衛策に関する指針等の要件を完全に充足していること

本ルールは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則（(i) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、(ii) 事前開示・株主意思の原則、(iii) 必要性・相当性の原則）を完全に充足しております。また、本ルールの策定にあたっては、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に関する議論等を踏まえております。

ロ. 透明性と公正性を確保するための仕組みがあること

本ルールにおいては、その透明性と公正性を確保するため、以下の仕組みを設けております。

(i) 独立した企業価値評価委員会の設置

本ルールにおいては、当社経営陣から独立した者のみから構成される企業価値評価委員会が設置されます。

企業価値評価委員会は、買付け者等からの情報と当社取締役会からの情報および代替案等の比較検討を行ない、さらには対抗措置の発動の是非を検討し当社取締役会に対し勧告を行ないます。同委員会は検討に際して、当社の費用で第三者専門家の意見を取得することができ、これにより判断の公正性・客観性がより強く担保されることとなります。

また、株主の皆様への情報開示を企業価値評価委員会が主体となって行ない、手続の透明性を確保することもできる仕組みとなっております。

(ii) 株主の皆様の意思の反映

本ルールは、株主の皆様の意思を反映させるため、定時株主総会において承認可決されることを条件として継続的に導入いたします。

また、対抗措置の発動の是非についても、一定の場合には、株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認することができるものとしております。

加えて、本ルールには、有効期間を2年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本ルールを廃止する旨の決議が行なわれた場合、または当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本ルールを廃止する旨の決議が行なわれた場合には、本ルールはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本ルールの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(iii) 株主の皆様への情報開示

当社取締役会および企業価値評価委員会は、本ルールにおける手続の過程について、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行ない、その透明性を確保することとしております。

ハ. 合理的な客観的発動要件の設定

本ルールは、予め定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

二. デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本ルールは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本ルールを廃止することが可能です。

従って、本ルールは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を一年としているため、本ルールはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行なうことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 お よ び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	(346,523)	(負 債 の 部)	(168,733)
流 動 資 産	175,795	流 動 負 債	99,272
現金および預金	28,604	支払手形および買掛金	38,460
受取手形および売掛金	72,858	短期借入金	24,106
商品および製品	36,172	未払金	17,880
仕掛品	13,125	未払法人税等	2,297
原材料および貯蔵品	11,833	役員賞与引当金	105
繰延税金資産	2,725	設備関係支払手形	1,787
その他	10,825	その他	14,636
貸倒引当金	△ 350	固 定 負 債	69,460
固 定 資 産	170,673	転換社債型新株予約権付社債	25,000
有 形 固 定 資 産	117,085	長期借入金	24,502
建物および構築物	48,194	退職給付に係る負債	3,819
機械装置および運搬具	35,453	役員退職慰労引当金	65
土地	22,487	リース債務	967
建設仮勘定	5,148	繰延税金負債	7,857
リース資産	1,346	再評価に係る繰延税金負債	1,042
その他	4,454	その他	6,205
無 形 固 定 資 産	4,073	(純 資 産 の 部)	(177,790)
リース資産	501	株 主 資 本	139,363
その他	3,572	資本金	33,021
投 資 そ の 他 の 資 産	49,514	資本剰余金	55,292
投資有価証券	44,711	利益剰余金	51,399
退職給付に係る資産	332	自己株式	△ 350
繰延税金資産	1,338	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	14,360
その他	3,911	その他有価証券評価差額金	8,491
貸倒引当金	△ 778	繰延ヘッジ損益	△ 9
繰 延 資 産	54	土地再評価差額金	2,397
社債発行費	54	為替換算調整勘定	6,942
資 産 合 計	346,523	退職給付に係る調整累計額	△ 3,461
		非 支 配 株 主 持 分	24,066
		負 債 お よ び 純 資 産 合 計	346,523

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		365,610
売上原価		280,871
売上総利益		84,739
販売費および一般管理費		62,830
営業利益		21,909
営業外収益		
受取利息および配当金	737	
持分法による投資利益	1,758	
その他	1,068	3,564
営業外費用		
支払利息	1,105	
為替差損	2,154	
その他	797	4,057
経常利益		21,416
特別利益		
固定資産売却益	19	
投資有価証券売却益	84	
段階取得に係る差益	171	
その他	32	307
特別損失		
固定資産除却損	1,020	
固定資産売却損	5	
減損損失	1,591	
関係会社整理損	1,600	
その他	549	4,766
税金等調整前当期純利益		16,957
法人税、住民税および事業税	5,784	
法人税等調整額	743	6,527
当期純利益		10,429
非支配株主に帰属する当期純利益		1,399
親会社株主に帰属する当期純利益		9,030

連結株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成27年4月1日残高	33,021	54,880	46,498	△ 341	134,058
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 4,127		△ 4,127
親会社株主に帰属する当期純利益			9,030		9,030
自己株式の取得				△ 8	△ 8
連結子会社の増資による持分の増減		412			412
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)					-
当連結会計年度中の変動額合計	-	412	4,901	△ 8	5,305
平成28年3月31日残高	33,021	55,292	51,399	△ 350	139,363

	その他の包括利益累計額							非株主 支配主 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額	為替換 算調整	退職給付に 係る累計 調整額	その他の包括 利益累計 額	その他の包括 利益累計 額		
平成27年4月1日残高	9,618	△ 5	2,329	11,792	3,592	27,328	20,801	182,187	
当連結会計年度中の変動額									
剰余金の配当						-		△ 4,127	
親会社株主に帰属する当期純利益						-		9,030	
自己株式の取得						-		△ 8	
連結子会社の増資による持分の増減						-		412	
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)	△ 1,127	△ 4	68	△ 4,849	△ 7,054	△ 12,967	3,265	△ 9,703	
当連結会計年度中の変動額合計	△ 1,127	△ 4	68	△ 4,849	△ 7,054	△ 12,967	3,265	△ 4,397	
平成28年3月31日残高	8,491	△ 9	2,397	6,942	△ 3,461	14,360	24,066	177,790	

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 お よ び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	(162,978)	(負 債 の 部)	(40,795)
流 動 資 産	82,740	流 動 負 債	4,430
現金および預金	5,264	短期借入金	2,929
売掛金	356	1年以内返済予定の長期借入金	1,184
未収入金	270	未払金	97
関係会社短期貸付金	76,771	未払費用	34
繰延税金資産	23	未払法人税等	149
その他	54	役員賞与引当金	20
固 定 資 産	80,184	その他	15
無形固定資産	0	固 定 負 債	36,364
ソフトウェア	0	転換社債型新株予約権付社債	25,000
投資その他の資産	80,183	長期借入金	11,164
投資有価証券	311	長期未払金	113
関係会社株式	79,722	繰延税金負債	12
その他	150	その他	75
繰延資産	54	(純 資 産 の 部)	(122,183)
社債発行費	54	株 主 資 本	122,155
資 産 合 計	162,978	資 本 金	33,021
		資 本 剰 余 金	79,336
		資 本 準 備 金	79,336
		利 益 剰 余 金	10,147
		その他利益剰余金	10,147
		繰越利益剰余金	10,147
		自 己 株 式	△ 350
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	28
		その他有価証券評価差額金	28
		負 債 お よ び 純 資 産 合 計	162,978

損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		5,223
販 売 費 お よ び 一 般 管 理 費		970
営 業 利 益		4,252
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 お よ び 配 当 金	1,685	
そ の 他	33	1,719
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	135	
そ の 他	143	278
経 常 利 益		5,692
税 引 前 当 期 純 利 益		5,692
法 人 税 、 住 民 税 お よ び 事 業 税	683	
法 人 税 等 調 整 額	5	689
当 期 純 利 益		5,003

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰越利益剰余金		
平成27年4月1日残高	33,021	79,336	9,272	△ 341	121,288
当事業年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 4,127		△ 4,127
当期純利益			5,003		5,003
自己株式の取得				△ 8	△ 8
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)					-
当事業年度中の変動額合計	-	-	875	△ 8	866
平成28年3月31日残高	33,021	79,336	10,147	△ 350	122,155

	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金		
平成27年4月1日残高	82		121,371
当事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△ 4,127
当期純利益			5,003
自己株式の取得			△ 8
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)	△ 54		△ 54
当事業年度中の変動額合計	△ 54		812
平成28年3月31日残高	28		122,183

(注) 本事業報告ならびに本連結計算書類および本計算書類に記載の金額は表示単位未満を切り捨て、比率は四捨五入しており、金額には消費税等は含まれておりません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 佃 弘 一 郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 鈴木 朋 之 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーションの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象の注記に記載の通り、会社の連結子会社である株式会社 GSユアサは、パナソニック株式会社との間で、同社の保有する鉛蓄電池事業の譲受に関して最終合意に至り、平成28年4月15日付で株式譲渡契約等を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 佃 弘 一 郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 鈴木 朋 之 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーションの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社従業員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人 トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人 トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成28年5月17日

株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション 監査役会

監査役(常勤) 前 野 秀 行 ㊟

監査役(常勤) 落 合 伸 二 ㊟

監査役(常勤) 小 川 清 ㊟

監 査 役 阿 部 清 司 ㊟

(注) 監査役 落合伸二および阿部清司の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要政策のひとつと考えておりますが、それと同時に配当は原則として、連結の業績動向を踏まえ、財務状況、配当性向等を総合的に勘案して決定すべきものと考えております。

第12期の期末配当につきましては、当事業年度の連結業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、当期は中間配当金として当社普通株式1株につき3円をお支払いしておりますので、年間の配当金は1株につき10円となります。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき、金7円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、2,889,302,577円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役12名選任の件

現在の取締役12名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、改めて取締役12名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	よだまこと 依田 誠 (昭和25年1月24日生)	昭和47年3月 日本電池(株)(現 株)GSユアサ)入社 平成13年6月 同社取締役 平成14年6月 同社常務取締役 平成16年4月 当社常務取締役 平成16年6月 株)ジーエス・ユアサ パワーサプライ(現 株)GSユアサ)取締役社長 平成17年6月 当社専務執行役員 平成18年6月 当社取締役社長 平成19年10月 当社最高経営責任者(CEO) 平成27年6月 当社取締役会長(現任) 株)GSユアサ取締役会長 [重要な兼職の状況] 株)GSユアサ取締役会長	38,585株

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
2	むら お おさむ 村 尾 修 (昭和35年1月15日生)	昭和57年4月 日本電池(株)(現 株)G S ユアサ)入社 平成23年6月 (株)G S ユアサ理事 平成24年6月 当社取締役、品質担当(現任)、技術副担当 (株)G S ユアサ取締役 (株)ジーエス・ユアサ テクノロジー取締役 平成26年6月 当社産業電池電源事業副担当 平成27年6月 当社取締役社長(現任)、最高経営責任者(CEO)(現任) (株)G S ユアサ取締役社長(現任) [重要な兼職の状況] (株)G S ユアサ取締役社長	17,378株
3	にし だ けい 西 田 啓 (昭和29年7月8日生)	昭和52年4月 日本電池(株)(現 株)G S ユアサ)入社 平成20年6月 当社執行役員 平成21年6月 当社取締役、調達担当(現任)、鉛電池リサイクル担当 (株)リチウムエナジー ジャパン取締役(現任) 平成22年4月 (株)G S ユアサ取締役 平成22年6月 当社リチウムイオン電池事業担当(現任) 平成24年6月 当社常務取締役 (株)G S ユアサ常務取締役 平成27年6月 当社専務取締役(現任) (株)G S ユアサ専務取締役(現任) [重要な兼職の状況] (株)G S ユアサ専務取締役 (株)リチウムエナジー ジャパン取締役	14,599株
4	たつ み しん じ 辰 巳 伸 治 (昭和26年8月18日生)	昭和49年4月 湯浅電池(株)(現 株)G S ユアサ)入社 平成21年6月 当社執行役員 (株)ジーエス・ユアサ パワーサプライ(現 株)G S ユアサ) 取締役 平成22年6月 当社取締役、産業電池電源事業担当(現任) 平成26年6月 当社常務取締役 (株)G S ユアサ常務取締役 平成27年6月 当社専務取締役(現任) (株)G S ユアサ専務取締役(現任) [重要な兼職の状況] (株)G S ユアサ専務取締役	12,878株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
5	なか がわ とし ゆき 中川 敏幸 (昭和32年4月12日生)	昭和56年4月 日本電池(株)(現 株)G S ユアサ)入社 平成21年4月 (株)ブルーエナジー取締役(現任) 平成21年6月 当社執行役員 平成22年6月 当社取締役、経営戦略・広報担当(現任) 当社コーポレート室長(現任) (株)G S ユアサ取締役 平成24年6月 当社理財・情報システム担当(現任) (株)ジーエス・ユアサ アカウンティングサービス取締役社長(現任) 平成26年6月 当社常務取締役(現任) (株)G S ユアサ常務取締役(現任) [重要な兼職の状況] (株)G S ユアサ常務取締役 (株)ジーエス・ユアサ アカウンティングサービス取締役社長 (株)ブルーエナジー取締役	21,952株
6	ぼう もと とおる 坊本 亨 (昭和27年10月31日生)	昭和50年4月 湯浅電池(株)(現 株)G S ユアサ)入社 平成19年6月 (株)ジーエス・ユアサ パワーサプライ(現 株)G S ユアサ)執行役員 平成24年6月 当社取締役(現任)、海外事業副担当 (株)G S ユアサ取締役(現任) 平成27年6月 当社海外事業担当(現任) [重要な兼職の状況] (株)G S ユアサ取締役 台湾杰士電池工業股份有限公司代表董事長	33,014株
7	くら がき まさ ひで 倉垣 雅英 (昭和30年3月28日生)	昭和54年4月 日本電池(株)(現 株)G S ユアサ)入社 平成19年6月 (株)ジーエス・ユアサ ビジネスサポート(現 株)G S ユアサ)取締役社長 平成21年6月 当社取締役(現任)、内部統制・人事・総務・リスク管理担当(現任) (株)ジーエス・ユアサ パワーサプライ(現 株)G S ユアサ)取締役(現任) 平成27年6月 ニチユ三菱フォークリフト(株)社外監査役(現任) [重要な兼職の状況] (株)G S ユアサ取締役 ニチユ三菱フォークリフト(株)社外監査役	102,063株

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
8	さわ だ まさる 沢田 勝 (昭和32年2月18日生)	昭和55年4月 日本電池(株)(現 株)G S ユアサ)入社 平成19年6月 株)ジーエス・ユアサ バッテリー)取締役社長 平成20年6月 当社執行役員 平成22年6月 当社取締役(現任)、リチウムイオン電池事業副担当 株)G S ユアサ)取締役(現任) 株)ブルーエナジー)取締役社長 平成26年10月 当社産業電池電源事業副担当(現任) [重要な兼職の状況] 株)G S ユアサ)取締役	13,848株
9	おく やま りょう いち 奥山 良一 (昭和34年11月25日生)	昭和59年4月 湯浅電池(株)(現 株)G S ユアサ)入社 平成24年6月 株)G S ユアサ)理事 平成25年6月 同社執行役員 株)リチウムエナジー ジャパン)取締役副社長 平成26年6月 同社取締役社長(現任) 平成27年6月 当社取締役(現任)、リチウムイオン電池事業副担当 (現任) 株)G S ユアサ)取締役(現任) [重要な兼職の状況] 株)G S ユアサ)取締役 株)リチウムエナジー ジャパン)取締役社長	11,924株
10	むら かみ まさ ゆき 村上 真之 (昭和33年5月18日生)	昭和57年4月 日本電池(株)(現 株)G S ユアサ)入社 平成20年6月 株)ジーエス・ユアサ バッテリー)取締役 平成22年6月 同社常務取締役 平成25年6月 株)G S ユアサ)執行役員 平成27年6月 当社取締役(現任)、自動車電池事業・環境担当(現任) 株)G S ユアサ)取締役(現任) [重要な兼職の状況] 株)G S ユアサ)取締役	10,090株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
11	よしだ ひろあき 吉田 浩明 (昭和39年5月27日生)	平成元年4月 日本電池(株)(現(株)GSユアサ)入社 平成26年6月 (株)GSユアサ理事 平成27年6月 当社取締役(現任)、研究開発・知財担当(現任) (株)GSユアサ取締役(現任) (株)ジーエス・ユアサ テクノロジー取締役(現任) [重要な兼職の状況] (株)GSユアサ取締役 (株)ジーエス・ユアサ テクノロジー取締役	7,392株
12	おおにし ひろふみ 大西 寛文 (昭和21年1月1日生)	昭和46年11月 等松青木監査法人(現 有限責任監査法人 トーマツ)入所 昭和50年3月 公認会計士登録 平成5年5月 監査法人 トーマツ(現 有限責任監査法人 トーマツ)代表社員(現 パートナー) 平成13年6月 日本公認会計士協会近畿会会長 平成13年7月 日本公認会計士協会本部副会長 平成16年7月 日本公認会計士協会本部監事 平成18年4月 立命館大学大学院経営管理研究科教授 平成23年6月 積水化学工業(株)社外監査役 平成26年10月 大阪府監査委員(現任) 平成27年6月 当社取締役(現任) [重要な兼職の状況] 公認会計士 大阪府監査委員	958株

- (注) 1. 取締役候補者 奥山良一氏は(株)リチウムエナジー ジャパンの取締役社長に就任しており、当社は同社の債務保証を行なっております。また、同社につきましては、当社の営業の部類に属する取引を行なっております。
2. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、取締役候補者の選定にあたっては、持株会社としてグループを統括するために、グループ全体の事業や機能をカバーできる知識、経験等を有し、かつ迅速な意思決定を行なうために必要な適性、能力等を有した人材をバランスよく備えるといった観点から総合的に検討することとしております。
各候補者は「略歴、当社における地位および担当」にありますとおり、いずれも当社取締役に相応しい様々な分野の知識、経験等を有している者であり、社外取締役1名を加えた12名により構成することで、取締役会全体としての知識、経験、能力等をバランスよく備えることができると判断し、選任をお願いするものであります。
4. 取締役候補者 大西寛文氏は、社外取締役候補者であります。

5. 大西寛文氏を社外取締役候補者とした理由等は以下のとおりであります。
当社は、社外取締役候補者の選定にあたっては、会社法に定める社外性要件に該当することのほか、経営執行者からの制約を受けることなく、会社の業務の執行の適法性、妥当性について客観的かつ中立的に判断することができるか、また豊富な経験、高い識見を有しているか等を総合的に検討することとしております。
同氏は、公認会計士としての監査法人における監査業務の経験、また、積水化学工業(株)における社外監査役としての監査業務の経験から経営全般を監督するための幅広い識見を有しており、また、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしていることから、当社の社外取締役に適任であると総合的に判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外役員以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由に基づき当社の社外取締役として業務を適切に遂行していただけると判断しております。
6. 大西寛文氏は、現在当社の社外取締役であります。取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
7. 当社は、大西寛文氏との間で、当社定款第28条および会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の賠償責任の限度額を1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
8. 大西寛文氏が社外監査役を務めていた積水化学工業(株)の子会社である日本ノーディングテクノロジー(株)において不適切な会計処理が行なわれておりました。同氏は内部調査の報告に接するまで事実を把握しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の重要性について発言をしておりました。また、発覚後は特別調査委員会の組成、調査結果の確認と処置に対して必要な関与を行ない、再発防止策について協議を行なうなどその職責を果たしております。
9. 当社は、大西寛文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。同氏は当社の会計監査人である有限責任監査法人 トーマツの出身者ですが、当該監査法人は当社から独立した立場で会計監査を行っており、また同氏が当該監査法人を退職してから5年以上経過しております。そのため、経営執行者からの制約を受けることなく、会社業務の執行の適法性および妥当性について株主の立場から客観的かつ中立的に判断できると考えております。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 前野秀行氏が辞任いたしますので、監査役1名の補欠選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	(略 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社株式の数
おおはらかつや 大原克哉 (昭和33年6月21日生)	昭和56年4月 (株)東京銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行)入行 平成8年4月 (株)東京三菱銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行)パリ支店長代理 平成12年9月 同行為替資金部トレジャリートレーディンググループ次長 平成15年1月 同行為替資金部為替資金アセアン室長 平成18年1月 (株)三菱東京UFJ銀行ミラノ支店長 平成20年5月 オランダ三菱東京UFJ銀行頭取 平成23年6月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)常務執行役員(現任) 同社国際事業本部副本部長 同社国際ビジネスコンサルティング室長 平成25年6月 同社コンサルティング・国際事業本部国際本部長(現任)	0株

(注) 1. 監査役候補者 大原克哉氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 大原克哉氏は、社外監査役候補者であります。

同氏は、過去5年間に当社の特定関係事業者（主要な取引先）である(株)三菱東京UFJ銀行の業務執行者（使用人）であったことがあります。なお、同氏は、平成23年6月に同行を退職しております。

3. 大原克哉氏を社外監査役候補者とした理由等は以下のとおりであります。

当社は、社外監査役候補者の選定にあたっては、会社法に定める社外性要件に該当することのほか、経営執行者からの制約を受けることなく客観的かつ中立的に判断することができるか、また豊富な経験、高い識見を有しているか等を総合的に検討することとしております。

同氏は、特定関係事業者（主要な取引先）である(株)三菱東京UFJ銀行の業務執行者（使用人）であったことがあるものの、約5年前に退職しており、また、在職当時も当社との取引に直接関与していたことはないことから、当社と特段の関係を有しておらず、経営執行者からの制約を受けるものではありません。

金融機関における銀行業務の経験および総合的なコンサルティング業における執行役員の経験から財務および会計ならびに会社経営に関する幅広い知見を有していること、とりわけその豊富な海外における業務経験から、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

第4号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役12名に対し、当期の業績等を勘案して総額20百万円以内（うち、社外取締役 1名 1百万円以内）の役員賞与を支給いたしたく存じます。

なお、各取締役に対する金額は、取締役会にご一任願いたく存じます。

以上

株主総会会場のご案内

会場 京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町1番地 当社ホール



1. JR西大路駅から株主総会会場までの徒歩順路は、「**---**」のとおりです。
(所要時間約8分)
2. JR西大路駅を出て左折し、**歩道橋脇の高架下**をお通り下さい。
3. 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。